

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

1 基準策定の目的

この基準は、給付の実施主体である市が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設、事業者を確認するためのものであり、この基準は子ども・子育て支援法第34条第2項の規定により、市が条例で定めることとされていることから、策定するものである。

2 国が示した基準のうち、国の基準に準拠する項目

項目	国の基準
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業共通事項	
内容等の説明及び同意	特定教育・保育施設及び特定地域型保育の提供の開始に際しては、利用申込者に対し、以下の事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該保護者の同意を得ること ①事業の目的及び運営の方針 ②保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容等
応諾の義務	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない
協力	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、市が行うあっせん及び要請に対し、協力すること
資格の確認	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、給付認定の有無、支給認定区分及び保育必要量等を確認すること
状況等の把握	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、保育の提供にあたって、支給認定子どもの心身の状況のほか、他の施設等の利用状況等の把握に努めなければならないこと
申請に係る援助	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、支給認定を受けていない保護者からの利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこと
勤務体制の確保	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な教育・保育を提供できるよう、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めること等
緊急時の対応	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合等は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこと等
市への通知	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、特定教育・保育又は特定地域型保育を受けている支給認定子どもの保護が偽りその他不正な行為によって施設型保育給付又は特定地域型保育給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、市に通知しなければならないこと
運営規程	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、以下に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めること ①事業の目的及び運営の方針 ②保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容等
虐待等の防止	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の職員は、支給認定子どもに対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと
利益供与の禁止	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所は、支給認定子ども又はその保護者に当該特定教育・保育施設等を紹介することの対償として、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業所の職員に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこと等

事故防止及び発生時の対応	○事故が発生した場合の対応や報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること ○事故が発生した場合又はそれに至る危険性が生じる事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること等
会計区分	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育の事業の会計を、その他の事業の会計と区分すること
苦情解決	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、その提供した教育・保育に関する支給認定子ども又はその保護者その他の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないこと
利用者負担額の受領	○特定教育・保育又は特定地域型保育事業者は、特定教育・保育又は特定地域型保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められる対価について、当該特定教育・保育又は特定地域型保育に要する費用として見込まれる額と特定教育・保育又は特定地域型保育費用基準額の差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができること等
その他	平等原則、秘密保持、情報の提供、小学校等との連携に関する事項については国の基準のとおり
特定教育・保育施設	
利用定員	○特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る）は、その利用定員の数を20人以上とすること
評価	○特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこと等
特定教育・保育の取扱方針	特定教育・保育施設は次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれの当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならないこと ○幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ○認定こども園 幼稚園教育要領、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針 ○保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針
特定地域型保育事業	
利用定員	特定地域型保育事業の利用定員は以下のとおりとすること ○家庭的保育事業 5人以下 ○小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下 ○小規模保育事業C型 6人以上10人以下 ○居宅訪問型保育事業 1人
連携施設の設定	特定地域型保育事業者は、以下に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（特定教育・保育施設）を確保すること ○乳幼児に集団保育を体験させるための機会を設定すること ○保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言、その他の保育の内容に関する支援を受けること ○特定地域型保育事業所の職員の病気等により保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業所において代替保育を提供すること ○当該特定地域型保育事業所において保育を受けていた乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、乳幼児の保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて、教育又は保育を提供すること